

様式第8号

意見書・再意見書

2025年 4 月 30 日

吹田市長宛

住 所

氏 名

電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手続等に関する条例第17条 第1項
第3項の規定により、次の
とおり 説明報告書に対する意見書
見解書に対する再意見書を提出します。

開 発 事 業 の 名 称	06-L-21 (仮称) 吹田市岸部南マンションPJ 新築工事				
事 業 区 域 の 位 置	吹田市 岸部南1丁目40番1の一部、40番11、芝田町229番5				
予 定 建 築 物	☒ 共同住宅 ☐ 戸建住宅 ☐ その他 ()				
意 見 の 内 容	別紙のとおり				
※受付年月日	R7 年3月4日	※受付番号	第 号 06-L-21	※受付印	
※備 考					

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

※意見の内容

1. 分譲共同住宅完成後は、共同住宅入居住民に於いて
単一自治会を構成し、岸部連合自治会へ加入すること。
自治会費の徴収方法は共同住宅管理会社にて徴収し、
年度ごとに一括して連合自治会に納付する。 \492)
- 2 建物建設工事中は、施工会社が自治会費を負担し、
建物完成後、共同住宅自治会が構成するまでは、
事業主が負担する。
- 3 共同住宅計画地東側歩道は再整備の上確保し、
工事中は仮歩道を設置し、外周仮囲いには、照明を施
すこと。
- 4 建設工事時間は隣接地に老人施設が有る為、準備・片
付け時間を含めて9:00から17:00までとする。
休工日は土曜日・日曜日・祝祭日とする。
- 5 工事施工会社は地域経済活性化として吹田市内に
事業所及営業所を有する地元企業を優先的に協力会
社として採用すること。

見 解 書

当マンション新築計画にご理解、ご協力を頂き誠にありがとうございます。

1. 岸部連合自治会様の自治会活動については理解をしておりますが、自治会への加入については、事業者として強制的に加入をさせる事は出来ません。当該地域に岸部連合自治会が存在する事、自治会への加入要請があり、単一の自治会構成を望まれている事を重要事項説明書に記載し購入者に説明致します。
2. 工事期間中及び建物完成後の自治会費の負担については、事業主及び施工会社は住民ではございませんので、自治会費の負担は出来ません。岸部連合自治会様から自治会活動の協賛について、ご依頼がございましたら、ご協力を検討させていただきます。
3. 現在のところ施工会社はまだ決まっておりますが、工事期間中の仮歩道と外周仮囲いの照明につきましては、施工会社が決まり次第申し伝えます。東側歩道の再整備に関しましては、工事完了・竣工後については安全対策を行い、敷地内通路を確保致します。
4. 建設工事時間につきましては、施工会社が決まり次第申し伝えます。休工日は、今後の計画・工程によっては土曜・祝日は稼働する日程が出てくる場合もございます。
5. 吹田市内に事業所及び営業所を有する地元企業を優先的に採用する事については、施工会社が決まり次第申し伝えます。

貴重なご意見ありがとうございました。